

### 消費増税・インフレ対策、投資というオプション採用を



(長野・松本城：平成25年10月撮影)

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

2013年を振り返ると、サッカー日本代表のFIFAワールドカップ出場決定、富士山のユネスコ世界文化遺産登録、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定、楽天イーグルスの日本シリーズ初優勝など、スポーツ・文化面で国民が沸いた1年でした。

一方、経済においては、アベノミクス政策によって、円安・株高が一段と進み、大企業の2014年3月期の決算は、過去最高益となる見通しです。夏季・冬季ボーナスの伸びも、リーマンショック以来、最高となっています。長引くデフレからの脱却と景気回復への期待感が、よりいっそう高まった1年といえるでしょう。

私たちの家計については、4月からの消費増税と、ア

ベノミクス政策によるインフレというダブルの影響を受け、家計負担は、さらに重くなることを念頭に置く必要があります。現在と同じ水準で暮らすためには、負担増加分だけ、収入を増やす必要があります。しかし、本人の意思で思うようになるものではありません。収入が増えなければ、生活水準を落とすしかありません。

収入を増やす以外には、手持ちの資産を効率的に運用するという方法があります。日本では、金銭教育が十分でないことから、投資に対する抵抗感が依然として強いのが実情です。しかし、住宅ローンを組む際に、金利を抑えると、その効果が大きいと同様に、資産の運用利回りをほんの少しでも上げる努力をすれば、生涯を通して考えれば、その効果は大きいのです。

今年1月からNISA(少額投資非課税制度)が始まりました。世界的に景気持ち直しの兆しが見られ、投資環境もかなり改善されています。家計で採用できる消費増税・インフレ対策として、「家計の支出を減らす」に加え、「資産を効率的に運用する」という選択オプションを、そろそろ真剣に考える必要が生じる1年になるのではないかと思います。

本年も、どうぞよろしく願い申し上げます。

FPオフィス Life & Financial Clinic  
ファイナンシャル・プランナー  
平野 泰嗣 平野 直子

#### ◆お届けする内容◆

- ・消費増税・インフレ 1  
対策、投資というオプション採用を
- ・コミュニケーション 1  
頻度が家族の支え合いの決め手
- ・「なべ底」相場を抜 2  
けたら、次なる投資戦略を練ろう!
- ・いよいよ本格化する個人増税時代の到来!
- ・遺言書、「書いたら 3  
安心」の誤算!!
- ・インターネット家計簿で効率的に家計管理を行おう!
- ・2013年後半のLFC 4  
の活動報告
- ・LFCの金融資産運用相談のご案内

### コミュニケーション頻度が家族の支え合いの決め手

国立社会保障・人口問題研究所では、生活状況や家族・地域の人々の支え合いの実態を把握するために、「生活と支え合いに関する調査」を行っています。最新版の調査結果によると、65歳以上のひとり暮らしの普段の会話頻度(電話での会話を含む)が「2週間に1回」以下となる人の割合は、男性16.7%、女性3.9%とのこと。特に、ひとり暮らしの高齢男性で社会的な孤立が深刻化している様子がうかがえます。また、毎日会話をしていない人の割合は、男性50.0%、女性37.2%とのこと。毎日、誰かと会話するのは当たり前と考えがちですが、ひとり暮らしの高齢者の場合は、一度も会話をしない

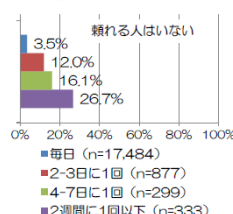
日もあるというのが実情です。

また、同調査では、サポートの種類ごとに頼れる人がいるかどうかを調査しています。「看病や介護、子どもの世話」について、「頼れる人はいない」と回答した人の割合は、65歳以上のひとり暮らしの場合、男性18.8%、女性8.1%となっています。また、会話の頻度が少なくなるなど、「頼れる人はいない」と回答する人の割合が増加すると同調査では指摘しています。

両親のいずれかが先に亡くなって、遺された片親が実家でひとり暮らしをしているケースが、多くなっています。毎日、会ったり、電話をかけたたりするのは難しいかもしれませんが、普段から、気にかけてコミュ

ニケーションを取っておかないと、お互いに遠慮して、いざという時に頼ったり、頼られたりすることが難しくなってしまうかもしれません。今一度、日頃のご両親・子供のコミュニケーション頻度を、振り返ってみてはいかがでしょうか。

世帯タイプ	会話の頻度(%)			
	毎日	2-3日に1回	4-7日に1回	2週間に1回以下
男性				
単身世帯	50.0	18.3	15.1	16.7
夫婦のみの世帯	85.4	8.1	2.4	4.1
女性				
単身世帯	62.8	24.9	8.4	3.9
夫婦のみの世帯	86.7	8.6	3.1	1.6



# 「なべ底」相場を抜けたら、次なる投資戦略を練ろう！

## ●過去の日経平均騰落率(1980年～2013年)



## ●世界の株式市場(2007年7月27日～2013年12月13日)



※2007年7月27日を100として指数化した、各指標の推移。週次ベース。

## ●世界経済の潮流 (世界経済報告)



## ■2013年投資環境の振り返りと情報収集の仕方

2013年の投資環境を振り返ると、国内においては、日経平均株価が、年初の10,604円に対し、12月27日の終値は16,178円で、実に50%を超える上昇となりました。1980年以降最大の上げ幅です。依然として、「投資＝日本株投資」の風潮が強い国内投資家にとっては、最高の年だったのではないのでしょうか。海外に目を向けると、MSCIコクサイ・インデックス(日本を除く先進国が対象)は、11月末時点で24.5%(円ベース47.1%)の上昇、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(新興国21カ国が対象)は、11月末時点で▲0.8%(円ベース+17.1%)となっています。米国経済の底堅さから、投資の対象が、新興国から先進国にシフトした1年となりました。サブプライム問題が取りざたされた2007年の指数を100とすると、米国株式は回復、日本、欧州、新興国は、2008年のリーマンショックの指数のおよそ80を何とか回復しました。いずれにせよ、多くの含み損を抱えた「なべ底」のような5年間をようやく抜け出して、ホッと一息をついている人も多いのではないのでしょうか。

2014年は、気持ちを一旦リセットして、新たな投資戦略を練る1年です。投資戦略を練るためには、さまざまな情報を収集する必要があります。証券会社とのつき合いがあって、定期的に経済レポートを入手できる人は、それらの経済レポートを参考にすると良いでしょう。その際に注意すべき点は、投資信託の販売を

目的に作成された資料なのか、証券会社の客観的な経済分析や予測を公表するために作成されたものなのかです。文章量が少なく読みやすいのは前者ですが、情報が限定されていて、バイアスがかかっているのに注意が必要です。

世界経済について、客観的な経済分析と予測を手に入れたいという人にお勧めなのは、内閣府が取りまとめを行っている「世界経済の潮流」(世界経済報告)です。毎年6月と12月の年2回公表しています。全文200ページに及び資料なので、そこまでは手が回らないという人も多いでしょう。この「世界経済の潮流」には、概要版も同時に公表されていて、スライド形式で、図表とポイントが整理されています。年2回発行というのも、投資を見直すタイミングとして最適です。「世界経済の潮流」は、内閣府のホームページ(<http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html#chouryuu>)から入手することが可能です。2014年の投資戦略に、ぜひご活用ください。

LFCでは、お客様に合ったリスク・リターンに基づき、基本的な資産配分を決定しています。その上で、世界経済の状況を踏まえ、資産配分の微調整を行う手法を採用しています。今年から、NISA(少額投資非課税制度)が始まります。新たに投資を始める方、従前の投資を見直したい方は、ぜひ、私たちLFCにご相談下さい。

## いよいよ本格化する個人増税時代の到来！

### ■サラリーマン、課長クラスでも増税～給与所得控除の見直し

平成26年度税制改正大綱が、昨年12月24日に閣議決定されました。消費税が、今年の4月に5%から8%に引き上げられることがすでに決まっているため、あまり関心が集まっていないように感じます。そんな中、注目されているのが、給与所得控除の上限金額の引き下げです。給与所得控除は、サラリーマンのみならず必要経費として位置づけられ、給与収入に応じて、一定の金額を控除するものです。給与所得控除が引き下げられた場合、所得税・住民税は、増税になります。給与所得控除については、平成25年分より、年収1,500万円超の人の上限金額を245万円とする改正がすでに実施されています。それが、今回の税制改正大綱では、平成28年分の所得税より、年収1,200万円以上の人の上限を230万円に、平成29年分の所得税より、年収1,000万円以上の人の上限を220万円とする改正を検討しています(住民税は1年遅れ)。会社の規模によりま

すが、年収1,500万円は役員クラス、年収1,200万円は部長クラス、年収1,000万円は課長クラスのイメージがありますが、いよいよ、サラリーマン課長まで増税が及ぶようになったといえるでしょう。

給与所得控除の上限を設けた理由は、給与所得者の必要経費が収入に応じて必ずしも増加するとは考えられない点、また、主要国においても定額または上限がある点などが挙げられます。

給与所得控除の見直しと合わせて、平成25年から、給与所得者の特定支出控除の改正が行われました。特定支出控除とは、特定支出の額の合計額が一定金額を超える場合、その超える部分について、確定申告を通じて給与所得の金額から計算上控除することができる制度です。改正内容は、以下の通りです。

①範囲の拡大：弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費等)が特定支出に追加。

②適用判定基準の緩和：適用判定の基準が給与所得控除額の2分の1(改正前：給与所得控除額の総額)に緩和。

わが国の財政難から、経済成長と国際競争力に配慮し、企業は減税、個人は増税というのが大きな方向性です。個人に対する増税といえば、平成27年に施行が決まっている相続税の改正が目前に控えています。基礎控除の縮小など、多くの人に影響のある改正です。本年度は、相続税対策によりいっそう注目が集まるでしょう。

給与収入金額	控除額
～ 162.5万円以下	65万円
162.5万円超～180万円以下	収入金額 × 40%
180万円超～360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円
360万円超～660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円
660万円超～1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円
1,000万円超～1,500万円以下	収入金額 × 5% + 170万円
1,500万円超～	2465万円

	現行(平成25年分の所得税)	平成28年分の所得税	平成29年分以後の所得税
上限が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

# 遺言書、「書いたら安心」の誤算!?

## ■ 相続・遺言書作成相談の現場から

地域貢献と自身の相続相談に関する経験を積むために、私(平野泰嗣)は、昨年(2013年)から、東京都行政書士会国分寺支部主催の相続・遺言書作成相談の相談員を担当しています。市報で開催の案内をしているのですが、好評で、毎回、大勢の方がいらっしゃいます。相談内容としては、遺言書の書き方や、相続についての基本的な考え方が中心です。新聞や雑誌、テレビ番組などで、相続に関する何らかの情報を得ているのですが、「自分の場合は…」という感じで、確認のために相談にいらっしゃいます。

### ●遺留分について

相談内容で多いのは、「遺留分」についてです。相続人が最低限相続できる財産を主張することができる権利をいいます。遺留分の割合は、原則として法定相続分の半分です(図表参照)。しかし、亡くなった被相続人の兄弟姉妹は、遺留分がないので注意が必要です。遺留分について相談される方は、さまざまな事情で、「財産を特定の人に渡したい」とか、「あの人には、財産を渡したくない」という心情的な要因があるようです。

### ●遺留分を侵害する遺言の効果について

遺留分を侵害する遺言でも、当然に無効になりません。遺留分を侵害された相続人は、遺留分を主張(遺留分減殺請求)するかどうかはその相続人の自由です。従って、遺留

分減殺請求をしなければ遺言どおりに相続されます。遺留分減殺請求されると、その限度において遺言の内容が否定されることとなります。せっかく遺言をしても、遺留分を侵害していると、思い通りの相続を実現できないばかりか、相続争いの火種にもなります。

### ●遺留分を超えて相続させたい場合は

遺言者が、遺留分を超えて相続をさせたい場合(例えば、相続財産が自宅しかなく、子供はいるが、配偶者に自宅の全てを相続させたい場合など)は、子供に遺留分を放棄してもらったり、あるいは遺言で、遺留分減殺請求をしないよう、遺言書の付言事項で、自身の気持ちをしたためる(法的な拘束力はありませんが、精神的な拘束力は多少あるかもしれません)などの方法があるでしょう。なお、遺留分を有する相続人は、相続の開始前(被相続人の生存中)に、家庭裁判所の許可を得て、あらかじめ遺留分を放棄することができます(遺留分放棄)。

### ●遺言書に記載ない財産は、法定相続分

遺言書に記載のない財産は、法定相続分で相続するのが原則になります。例えば、相続財産が、自宅(土地建物)5,000万円、自ら事業を行っている会社の株式(自社株式)1億円、預貯金5,000万円であったとします。長男には、会社を継ぐので自社株式1億円、長女には、自宅(土地建物)を相続する

遺留分の割合

法定相続人	遺留分合計	各相続人の遺留分		
		配偶者	子供	父母
配偶者と子供	1/2	1/4	1/4	—
子供のみ	1/2	—	1/2	—
配偶者のみ	1/2	1/2	—	—
配偶者と父母	1/2	1/3	—	1/6
父母のみ	1/3	—	—	1/3

として、それぞれ遺言書を書いてもらっていました。預貯金は、日頃から平等に聞こえていました。いざ、相続が発生して、相続人は長男と長女の2人です。預貯金5,000万円は平等にということで、長男は、「半分の2,500万円は貰える」と考えました。長女は、相続財産は全体で2億円だから、「預貯金5,000万円は全て貰える」と考えました。どちらの主張も、平等という意味が込められていますが、実際には、遺言書に記載のない財産は、法定相続分で相続することになります。もちろん、預貯金部分を遺産分割協議によって、法定相続分以外の割合で分けることも可能です。「預貯金は平等に」の真意は、不明ですが、せっかく遺言を残していても、相続争いが起こってしまうのでは意味がありません。

遺言書作成に関する相談をされていて感じることは、巷には、相続関連の情報で溢れていますが、断片的な情報から遺言書を作成するのは危険だということです。ぜひ、相談経験の豊富な専門家に相談してみましょう。LFCでも相続・遺言書の相談を承っています。

## インターネット家計簿で効率的に家計管理を行おう!

### ■ 最近のWeb家計簿は凄い!

家計管理と聞くと、家計簿をつける手間が大変だと、真っ先に思い浮かべられるでしょう。家計簿は、イザつけようと思うと、忙しくて後回しにしまい、長続きしないという人も多いのではないかと思います。そんな人にお勧めなのが、Web家計簿です。従来のWeb家計簿のイメージは、インターネット上で家計簿をつけるので、手間は普通に家計簿をつけるのとあまり変わりありませんでした。

ところが最近では、複数の金融機関の口座をインターネット上で一括管理するアカウント・アプリケーション・サービスを活用したWeb家計簿が主流になっています。代表的なものとして、「MoneyLook」、「Kakeibon(旧OCN家計簿)」、「Money Forward」があります。いずれも、一つのIDとパスワードで、銀行、証券会社、カード会社、確定拠出年金などの口座を一括管理することができます。代表的なサービスを全て使ってみました。私が特にお勧めするのは、「Money Forward」です。カード明細や銀行口座

の明細をダウンロードし、家計費目の関連付けを行って、自動的に家計簿を作成する機能があります。また、金融機関だけではなく、財布の管理(現金出納)機能もついているので、財布・銀行口座・カード払いという、家計支出の記録を漏れなく行うことができます。家計管理は、収支を管理する家計簿に加え、資産管理簿が必要ですが、銀行・証券会社・確定拠出年金などの資産はもちろん、住宅ローンなどの負債も一括して管理することができます。

日々の財布の管理を行うために、毎日パソコンを立ち上げるのが面倒だという人の中には、スマートフォンのアプリもあります。空いた時間にスマートフォンで、現金の支出の記録ができるので、レシートを貯めすぎて、途中で挫折してしまうこともないでしょう。

家計管理は、ライフプランの実現のために行うものです。「Money Forward」には、現在の家計に基づく将来シミュレーション機能もあります(有料:500円/月)。ライフプラン実現のため

に、現在の家計のままで良いのかを分析することが可能です。市販の手書きの家計簿や家計簿ソフトの多くは、収支の管理が中心でした。アカウント・アプリケーションによって、資産管理が加わり、現状に基づいたライフプランシミュレーションができるというようにWeb家計簿(実際には、家計管理)は、進化しています。ファイナンシャル・プランナーの将来は、Web家計簿を見ながらアドバイスを行うのが主流になるのではないかと個人的には期待しています。セキュリティ面で不安という人もまだ多いとは思いますが、Web家計簿はどのようなものなのかをチェックしてみたいかがでしょうか? LFCでは、Web家計簿の導入、Web家計簿を利用したアドバイスにも対応いたします。



●Money Forward  
(マネーフォワード)  
Web家計簿・資産管理  
[https://  
moneyforward.com/](https://moneyforward.com/)

# 京橋オフィス・国分寺相談室で相談受付中！セミナーも開催しています！



11/16積水ハウスセミナー  
@埼玉会館・平野直子



週刊AERA(9/16)  
「AERA MONEY GUIDE  
2013・秋」を平野泰嗣・直子  
が監修



Journal of Financial Planning  
2013年11月号  
「FPが考えるインフレヘッジ」



7/24日本経済新聞(朝刊)  
Money & Investment「その不  
動産投資 待った」平野泰嗣



信州旅行・乗鞍岳(10月)



岩手県・三陸海岸(11月)



お気に入りのタオルが  
手放せません



レゴも建替えました♪

## ■2013年下半期のLFCの活動報告

2012年の後半は、あっという間に過ぎてしまいました。仕事面でもプライベート面でも、充実した忙しい半年を過ごしました。

### ●仕事面

2013年の後半は、平野泰嗣は、関西、東北方面へと出張する機会が多かったです。特に、関西方面の仕事では、従業員一体となって会社を良くするための活動をしている経営者の方に対して、複数取材する機会があり、その取り組み内容と、経営者の志の高さに大変刺激を受けました。平野直子は、住宅関連の講演を多く行いました。観衆800人という大人数の前で話をする機会があり、とても緊張しました。

消費税増税前の住宅関連の駆け込み需要は9月までと、世間では言われていましたが、その後の相談も住宅購入関連のものが多かったです。LFCに相談にいらっしゃる方の特徴は、消費税増税とは関係なく、自身のライフプランに合わせて、住宅購入のタイミングをしっかりと検討したいという内容のものでした。また、アベノミクスによる投資環境の好転

から、投資のリバランスなど、資産運用に関する相談も多かったです。

### ●プライベート

毎年恒例の夏休み(例年10月に取っている、秋休み?)の旅行は、信州周遊ということで、美ヶ原高原・松本・乗鞍岳・安曇野に行ってきました。宿だけ決めて、あとは、現地で考えるというのが基本スタンスです。松本城を訪問した際に、ちょうど信州・松本そば祭りが開催されているのに遭遇しました。長野県内や全国から集まった30店ほどの蕎麦打ち・蕎麦屋がブースを出し、一律500円で蕎麦の食べ比べができ、毎年10万人以上が来る一大イベントだそうです。訪問したのが、まだ早い時間だったので、食べ比べはせず、その後、乗鞍岳に移動する途中で、そばの有名店に立ち寄ったところ、このそば祭りに出店していて、臨時休業の看板。美味しいそばは、お預けとなってしまいました。

2014年は、平野泰嗣が後厄を抜けたので、少しペースを上げて頑張ります。

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

## FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031

東京都中央区京橋 1-3-2

モリイビル304(受付4F) オフィス平野

電話 : 03-3231-6113

FAX : 03-6740-7663

メール : info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



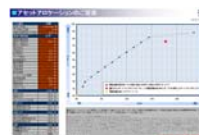
Web サイトもご覧ください

<http://www.mylifeplan.net>

### ●金融資産運用相談(31,500円※/90分×2回)

【ポートフォリオ分析付】 ※4月1日より、32,400円

NISA口座の活用方法、会社で導入している確定拠出年金の運用状況の分析、各ご家庭の家計に合った資産運用の方法など、まずはお気軽にご相談ください。(相談回数2倍!)  
⇒ その他の相談メニュー [http://www.mylifeplan.net/index\\_menu.html](http://www.mylifeplan.net/index_menu.html)



「30代夫婦が働きながら4000万円の資産をつくる考え方・投資の仕方」  
明日香出版社から好評発売中です！  
●ワークシート・Excelシート  
【ダウンロード特典付き】

### ●ホームページ特設コーナー

<http://www.mylifeplan.net/book1.html>

### ●メールマガジン「働きながら4000万円の資産をつくる」

毎月20日発行(無料)しています！

登録は、コチラから

<http://archive.mag2.com/0000290147/index.html>

